

9 評価方法

(1) 事務事業評価の目的

事業の評価を行うことで、今後の事業の方針を導き、これに基づき次年度の予算編成につなげていきます。事業の目的から必要性を、実績や指標から有効性や効率性を判定し、限りある財源を効率よく配分していくことが目的となります。

(2) 事務事業評価の対象

事務事業評価は、市が行うすべての「事務事業」を次の事業類型に分類し、「ソフト」及び「法定(裁量含む)」に該当する事業を対象とします。

事業類型

| 類型 | | 事務事業評価対象 |
|--------------|---|----------|
| ソフト | 市が自主的に実施する事務事業で、以下の各事務事業に該当しない事業。 | ○ |
| 法定 | 法定受託事務及び法令等で市が行うと規定された事業。 (ただし、事業の執行や方針において市の裁量が大幅にある事業は「裁量含む」に分類する。) | × |
| 法定 (裁量含む) | 法令等で市が行うことができると規定され、市の判断で実施している事業。 (法令に上乘せしている補助事業、やめることが法令上可能な事業、執行や方針において市の裁量が大幅にある事業など) | ○ |
| ハード | 新設、増設、大規模改修、解体などのハード事業。 | × |
| 施設管理 | 公共施設、道路、水路、公園、公用車などの維持管理に係る経常経費的な事業。(小規模の修繕も含む。) | × |
| 内部管理 | 直接的な市民サービスを伴わない、内部的・定型的な事業。 | × |

(3) 事務事業評価の内容

次の評価基準のとおり、評価を行います。また、評価項目の評価により、今後の事業費の方向性を決定しております。

評価基準

| 評価項目 | 評価の視点 | 評価 | 評価基準 |
|------|---|----|------------|
| 必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果指標、成果目標は、市民や社会のニーズを的確に捉えているか ・ 事業の目的や意義が変化していないか ・ 民間事業者や市民が自ら実施することができない事業か ・ 他の事業に比べ、優先度の高い事業か | A | 非常に高い |
| | | B | 高い |
| | | C | やや低い |
| | | D | 低い |
| 有効性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果目標を達成しているか ・ 事業内容は、成果目標に有効な内容か ・ 事業実績は、成果目標の達成に十分な内容だったか ・ 他市町に比べ、本市はどのような状況か | A | 非常に有効 |
| | | B | 有効 |
| | | C | やや有効でない |
| | | D | 有効でない |
| 効率性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果を下げず、コスト削減できる余地はないか ・ 適正な受益者負担を求めているか ・ 他の手法とのコスト比較がされているか ・ 実施体制に改善の余地はないか | A | 改善の余地なし |
| | | B | 概ね効率がよい |
| | | C | 改善の余地あり |
| | | D | 大きく改善の余地あり |

今後の事業費の方向性

| 基準 | 今後の事業費 |
|-----------------------|--------|
| 必要性がA又はBで、有効性・効率性がB以上 | 維持 |
| 必要性がA又はBで、有効性がC | 拡大 |
| 必要性がA又はBで、効率性がC | 縮小 |
| 必要性がCの事業 | |
| ひとつでもD評価があるもの | 休止・廃止 |